

○財団法人えひめ女性財団寄附行為

〔沿革〕平成3年4月1日設立許可、平成4年6月15日変更認可、平成10年4月7日変更認可、平成15年3月28日変更認可、平成18年3月24日変更認可、平成19年3月22日変更認可、平成20年5月1日変更認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人えひめ女性財団(以下「財団」という。)という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 財団は、女性に関する諸問題の調査研究、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、女性の社会活動の促進等を行うことにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性に関する諸問題の総合的・実践的な調査研究
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発
- (3) 女性の交流の促進、女性のネットワークづくりその他女性の社会活動の促進
- (4) 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進
- (5) 愛媛県からの指定管理者の指定を受けて行う愛媛県女性総合センターの維持管理運営
- (6) その他必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第10条 財団が資金を借り入れようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得るとともに、あらかじめ愛媛県知事に届け出なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 財団の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算の成立の日までの間は、前年度の収支予算の例により収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 財団の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、会計年度終了後2月以内に、その会計年度末の財産目録とともに、監事の監査の意見を付けて、理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 財団の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第14条 財団は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第16条 財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)7人以上10人以内
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、運営審議会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第17条 理事長は、財団を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、常務を処理するとともに、副理事長を補佐し、理事長及び副理事長共に事故があるとき、又はこれらが共に欠けたときは、理事長の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、財団の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第19条 理事長は、役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営審議会及び理事会において、委員及び理事の3分の2以上の同意を得てその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により職務の執行に堪えられないと認めら

れるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第20条 財団に、その事務を処理するため、事務局及び女性総合センターを置く。

2 事務局は財団の管理に関することを、女性総合センターは財団の事業に関することを所掌する。

3 事務局及び女性総合センターに必要な職員を置く。

4 職員は、理事長が任免する。

5 その他事務局及び女性総合センターに関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。ただし、次に掲げる事項については、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 基本財産の処分に関する事項

(4) その他理事会が必要と認めた事項

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内

容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者及び表決委任者は、前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の氏名

(4) 決議事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 運営審議会

第29条 財団に運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 3 運営審議会は、9人以上12人以内の委員をもって構成する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 産業界を代表する者
 - (3) 女性団体の役職員
 - (4) 行政関係者
- 5 委員は、役員を兼ねることができない。
- 6 運営審議会の議長は、会議の都度選出する。
- 7 第23条及び第25条から前条までの規定は運営審議会について、第18条及び第19条の規定は委員について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「運営審議会」と、「理事」及び「役員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、愛媛県知事の許可を得たときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、愛媛県知事の許可を受けて、財団と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、愛媛県知事の設立許可のあった日から施行する。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

2 財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

3 財団の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日(以下「施行日」という。)から平成4年3月31日までとする。

(設立当初の役員)

4 財団の設立当初の役員は、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成5年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の変更は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。